

平成 28 年度以降の中禅寺湖における動力船規制取り扱い方針 より抜粋

平成 28 年度以降の中禅寺湖における動力船規制取り扱い方針					手続き	
漁協承認船	貸し船	・漁協が釣り船として使用を承認した動力船のうち、貸船として使用しているもの(15kW(4 サイクルに限る)、15 フィート以上 18 フィート未満)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可は 3 年ごとに行う</li> <li>・運航方法等について必要な事項を条件として付す(使用エリアは東側とするが、禁漁区解禁日のみ西側の使用も可)</li> <li>・預かり承認船の許可は行わないこととし、貸し船とその他承認船を合わせた隻数は 250 隻までとする。</li> </ul>	-	漁協とりまとめの上、環境省に申請ののち、ステッカーを交付	3 年ごと
	貸し船扱い船	・漁協預かり承認船(※)のうち、所有者以外にも貸し出すことで所有者と契約を交わしているもの				
	その他の承認船	・漁協が釣り船として承認した動力船のうち、毎回持ち帰られているもの(15kW(4 サイクルに限る)、15 フィート以上 18 フィート未満)				
					中禅寺湖において平成 4 年 1 月 31 日以前より行われている動力船の使用に限る(船の更新可)	

注)漁協承認船に係るエンジン及び大きさに関する制限について、現在使用中の船についてはこの限りでない。

※ 漁協預かり承認船:漁協が釣り船として使用を承認した動力船のうち、漁協指定地(漁協で占用許可を受けた湖岸)で預かっているもの(15kW(4 サイクルに限る)、15 フィート以上 18 フィート未満)